

信濃川水系河川整備計画(原案)に対する住民から頂いたご意見

平成25年8月
国土交通省 北陸地方整備局

【 目 次 】

1. 意見聴取の方法	1ページ
2. 「原案」の閲覧及びパンフレットの配布	2ページ
3. パンフレットの配布	3ページ
4. 住民懇談会	4ページ
5. 頂いた意見の内訳	6ページ
6. ご意見の概要	7ページ
7. 個別意見と回答	
■ご意見及び回答(ハガキ・FAX・インターネット)	9ページ
■ご意見及び回答(千曲川・犀川住民懇談会)	18ページ
■ご意見及び回答(信濃川・魚野川住民懇談会)	20ページ
■ご意見及び回答(信濃川下流住民懇談会)	24ページ

1. 意見聴取の方法

「信濃川水系河川整備計画原案」について、一般の方から広く意見募集を行いました。

■意見募集期間

平成25年5月7日(火)から平成25年6月7日(金)まで

■意見募集の周知方法

報道機関向け記者発表、自治体広報誌、新聞広告、ホームページにて、一般からの意見募集を行うことを周知しました。

■一般の方の意見応募方法

応募方法	内容
ハガキによる応募	パンフレット「信濃川水系河川整備計画(原案)に関する意見募集」付属の専用ハガキや、通常の官製ハガキにより郵送でご意見を頂きました。
インターネットによる応募	以下のホームページアドレスに開設した「河川整備計画(原案)に関するご意見入力フォーム」でご意見を頂きました。 http://www.hrr.mlit.go.jp/shinago/shinano-plan/iken/
FAXによる応募	専用のFAX番号への送信によりご意見を頂きました。 FAX番号:0120-108256

2. 「原案」の閲覧及びパンフレットの配布

■ 閲覧資料

- ・「信濃川水系河川整備計画原案」
- ・「附図」

■ 閲覧の実施期間

- ・平成25年5月7日～6月7日

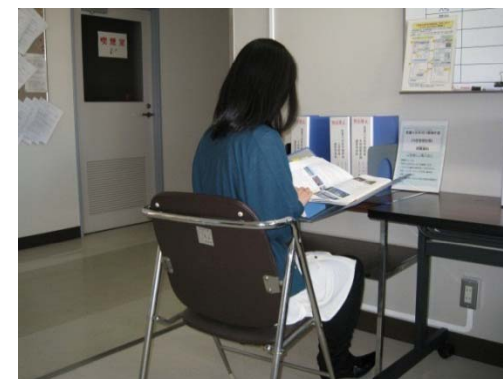
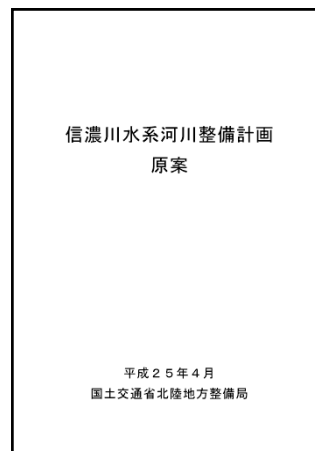
■ 閲覧場所

・右に示す河川事務所、出張所、ダム管理事務所にて閲覧場所を設置しました。また、沿川自治体の役所・役場にも設置しました。

・信濃川水系河川整備計画専用ホームページでも公開しました。

【ホームページアドレス】

<http://www.hrr.mlit.go.jp/shinage/shinano-plan/>



閲覧場所の例

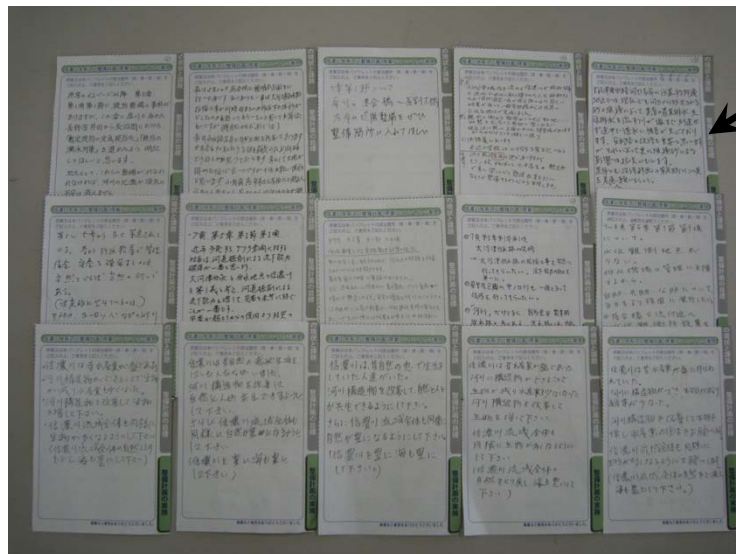
「原案」閲覧場所	所在地
千曲川河川事務所	長野市鶴賀字峰村74番地
長野出張所	長野市松岡二丁目1番26号
戸倉出張所	千曲市大字戸倉字芝宮2222
中野出張所	中野市大字西条字吉原562
松本出張所	松本市島内1666番1126
信濃川河川事務所	長岡市信濃1丁目5番30号
大河津出張所	燕市大川津
長岡出張所	長岡市信濃2丁目10番25号
越路出張所	長岡市来迎寺甲2036
十日町出張所	十日町市下川原町16番地
堀之内出張所	魚沼市与五郎新田4-1
妙見堰管理支所	長岡市妙見町29番地
信濃川下流河川事務所	新潟市中央区文京町14-13
三条出張所	三条市北入蔵1-4-23
関屋出張所	新潟市西区関屋1827-39
大町ダム管理所	大町市平字ナロヲ大クボ2112-71
三国川ダム管理所	南魚沼市清水瀬686-59

3. パンフレットの配布

・原案の概要をまとめたハガキ付きのパンフレット「信濃川水系河川整備計画(原案)に関する意見募集」を配布し、意見を募集しました。

■ 配布方法

・配布方法は、整備計画原案の閲覧場所のほか、沿川自治体の役所、役場に設置し、住民懇談会でも配布しました。



頂いた意見のハガキ

【裏面】



【表紙】



【中面の例】



4. 住民懇談会

・報道機関向け記者発表、自治体広報誌、新聞広告、ホームページ等でお知らせしたうえで、長野県内4会場、新潟県内7会場にて住民懇談会を実施しました。

■会場及び開催日

	会場	開催日
上流部に 関する住 民懇談会	松本会場 (あずさ会館)	平成25年 5月21日(火)
	上田会場 (上田市中央公民館)	5月22日(水)
	長野会場 (長野県教育会館)	5月23日(木)
	飯山会場 (いいやま女性センター未来)	5月24日(金)
中流部に 関する住 民懇談会	長岡会場 (まちなかキャンパス)	5月20日(月)
	十日町会場 (クロス10)	5月21日(火)
	小千谷会場 (総合産業会館サンプラザ)	5月22日(水)
	魚沼会場 (小出郷福祉センター)	5月23日(木)
	燕会場 (信濃川河川事務所大河津出張所)	5月24日(金)
下流部に 関する住 民懇談会	新潟会場 (新潟市生涯学習センター クロスパ ルにいがた)	5月11日(土)
	三条会場 (燕三条地場産業振興センター別館リ サーチコア)	5月16日(木)

上流部に関する住民懇談会の実施状況



中流部に関する住民懇談会の実施状況



下流部に関する住民懇談会の実施状況



4. 住民懇談会

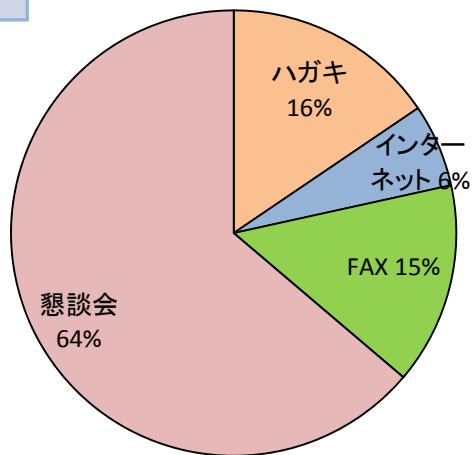
・各会場で参加して頂いた人数は、下記のとおりです。

	会場	開催日	参加者数(人)	
			各会場	計
上流部	松本会場	平成25年 5月21日(火)	5	93
	上田会場	5月22日(水)	7	
	長野会場	5月23日(木)	34	
	飯山会場	5月24日(金)	47	
中流部	長岡会場	5月20日(月)	32	121
	十日町会場	5月21日(火)	22	
	小千谷会場	5月22日(水)	15	
	魚沼会場	5月23日(木)	12	
	燕会場	5月24日(金)	40	
下流部	新潟会場	5月11日(土)	12	29
	三条会場	5月16日(木)	17	
合計			243人	

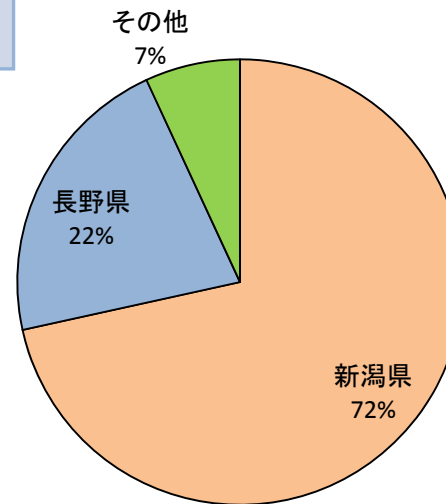
5. 頂いた意見の内訳

河川整備計画(原案)に関する意見募集(ハガキ、インターネット、FAXで募集)、住民懇談会での意見聴取により頂いた意見の内訳は下記のとおりです。

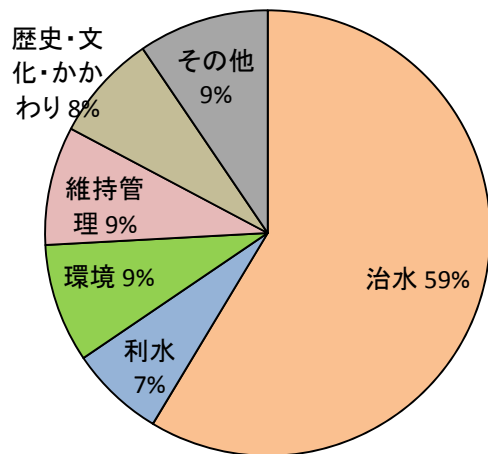
(1)意見応募方法
N=116(件)



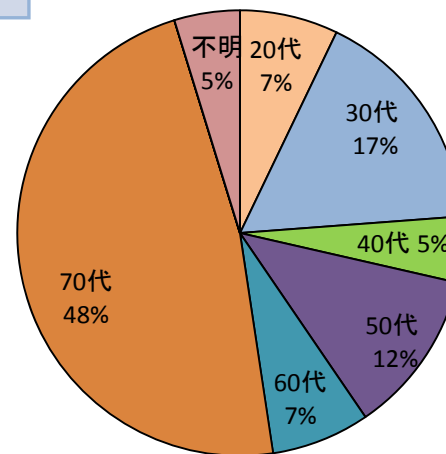
(2)意見応募者属性
[県別]N=116(件)



(3)意見種別
N=116(件)



(4)意見応募者属性
[年代別]N=42(件)※



※ハガキ・FAX・インターネットの件数

6.ご意見の概要

治水に関する主なご意見

河道掘削により流下能力を確保することが重要である。

無堤地区や暫定堤防地区の整備を優先的に進めて欲しい。

既設ダムに洪水調節機能を確保することは大変重要である。

大河津分水路の拡幅工事を早急に行って欲しい。

ハード面の整備が間に合わなくても、ソフトの運用次第では洪水被害は軽減できる。

河岸が侵食されても崩れないよう、強固な河岸にする工事を行って欲しい。

利水に関する主なご意見

河川敷について、排雪場のスペース提供及び流雪溝の整備を進めて欲しい。

小水力発電にも取り組んで欲しい。

6.ご意見の概要

環境に関する主なご意見

河道掘削の際は、環境に配慮して欲しい。

維持管理に関する主なご意見

土砂が河床に堆積しているので、河道掘削等を行って欲しい。

不法投棄について、NPOや警察とも連携して厳しく対応して欲しい。

歴史・文化、人とのかかわりに関する主なご意見

大河津分水路は文化、歴史の面からも重要であるので、河川公園を整備して欲しい。

多くの人が川に親しめる場を整備して欲しい。

（「ハガキ」、「FAX」、「インターネット」で寄せられたご意見に対する回答）

番号	住民の皆様から頂いたご意見	回答	案の該当頁
治水			
1	川の氾濫については、平成23年の豪雨の際に田川と晒川、羽根川が大規模なダメージを負ったので被害の大きさはなんとなくわかります。しかし、これらの川は直接信濃川に流れているが、原案やホームページを見ますと、信濃川河川事務所の管轄ではないようですね。県の管理でしょうか。この辺りをきちんと連携して整備したり水害が発生しないような作りになって頂きたいと思えます。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第1節第1項1.目標設定の背景』により、県境区間や支・派川等については、整備に関する情報を共有するなど関係する河川管理者と連携を図りつつ水系全体として段階的かつ着実に治水安全度の向上を図ります。	P58
2	9頁、第3章、第1節、第1項、表3について 表3「既往来洪水の概要」に流域平均2日雨量、観測所の実績流量の他、洪水氾濫戻し流量、ダム調節流量を記載願います。文書「河川整備方針＞信濃川水系」の「水害と治水事業の沿革」の表4-1「既往洪水に概要」を参考に願います。	既往洪水の概要は、これまでの洪水に関する概要を簡潔に記載しています。	P9
3	16頁、第3章、第2節、第2項、(1)の図11について 図11、「川幅と水位縦断面図」の始端は20kmからでなく、長野県管理区域も含め0kmから記載願います。西大滝も含め記載願います。「信濃川水系学識者会議上流部会」の第1及び、2回会議で長野県管理区域の事が問題になり、長野県と国が良く連携すると事務局が回答しています。しかし、国が実態を把握し問題点を摘出し対応策を長野県と協議し実行しないと長野県には力がなく出来ないと考えます。 また、図11を図13の様に左岸、右岸の堤防高さも記載し、現状の問題点を明確にして下さい。	図11 川幅と水位縦断面図は、上流部の現状と課題として、狭窄部の状況とその影響を記載したものです。 河川整備計画の対象範囲については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第1章第2節計画対象区間』に記載しています。なお、整備計画の策定は、『第4章第1節第1項1.目標設定の背景』に記載のとおり、県境区間については、整備に関する情報を共有するなど関係する河川管理者と連携図りながら進めているところです。	P2 P58
4	18頁、第3章、第2節、第4項について 第4項、既設ダムの効果、上から4行目の「・・・洪水位を約80cm低減し・・・とある。」を「・・・洪水位を約80cm(流量 m^3/s)低減し・・・」と流量も記載して下さい。 また、その効果が立々花観測所の水位低減、流量低減にどの程度効果があったか具体的数値で明示願います。文書「河川整備基本方針＞信濃川水系」の「水害と治水事業の沿革」の4-30頁の「平成18年7月洪水における犀川上流ダム群連携操作」の内容を参考に記載願います。	河川の現状と課題として、平成18年7月洪水時の利水ダム群連携操作による効果の概要を安曇野市明科荻原地区を例に記載したものです。	P18

（「ハガキ」、「FAX」、「インターネット」で寄せられたご意見に対する回答）

番号	住民の皆様から頂いたご意見	回答	案の該当頁																								
5	<p>58頁、第4章、第1節、第1項、2、整備の目標について 2、整備の目標の文書58頁の下から10行目から始まる「本河川整備計画に定める整備によって、上流部については昭和34年8月洪水や昭和58年9月洪水、平成18年7月の洪水等の本川上流や犀川からの洪水特性を踏まえ、昭和58年9月洪水と同程度の洪水が発生しても、堤防の決壊、越水等による家屋の浸水被害の防止又は軽減が図れます。」とある文書の黒塗り部を「…前3洪水を含む昭和1年から平成18年まで発生した81年間の毎年の最大洪水値を統計確率処理し100年に1度の確率で発生しても……」に訂正願います。 その理由は平成20年2月8日の「社会資本整備審議会河川分科会」の「第86回河川整備基本方針検討小委員会」で「信濃川水系河川整備基本方針(案)」及び「信濃川水系工事実施基本計画」を説明し、承認されています。従って「社会資本整備審議会河川部会」で承認された「信濃川水系整備基本方針」に沿って「信濃川水系河川整備計画」は計画されねばなりません。</p> <p>第5章の河川の整備の実態に関する事項の予想効果の表示について 第5章の河川の整備計画が終了した時の予想効果を図11の様に上流部の「川幅と水位縦断面」で表示願います。この時は2の提案を加味した図にして下さい。</p>	<p>本河川整備計画は、信濃川水系河川整備計画(案)の『第1章第3節計画の対象期間』に記載のとおり、信濃川水系河川整備基本方針に基づき、河川整備の当面の目標及び実施に関する事項を定めております。また、ご意見の予想効果については、信濃川水系河川整備計画(案)の『第4章第1節第1項2. 整備の目標』が達成できるよう、各整備を実施してまいります。</p>	P4 P58																								
6	<p>59頁、第4章、第1節、第1項、2、整備の目標、図35について</p> <table border="1" data-bbox="248 724 1095 959"> <thead> <tr> <th colspan="4">千曲川上流部の計画高水の変遷</th> </tr> <tr> <th>地点</th> <th>昭和37年の計画高水量の見直し</th> <th>昭和49年の計画高水量の再見直し</th> <th>本河川整備計画(原案)の計画高水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立ヶ花合流点</td> <td>75,000</td> <td>9,000</td> <td>7,300</td> </tr> <tr> <td>本川に犀川合流前</td> <td>4,000</td> <td>5,500</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>犀川</td> <td>3,500</td> <td>4,000</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>.....</td> <td>河川整備基本方針と同じ本河川整備計画(原案)図6に示す。</td> <td>本河川整備計画(原案)図35に示す。</td> </tr> </tbody> </table> <p>上表に示す様に本河川整備計画(原案)の計画高水量は昭和39年の計画高水量より後退している。昭和49年の計画高水量は昭和37年見直し量の後年の出水状況や近年における流域内の開発状況等を分析し、再見直ししたもので「第86回社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討委員会」で行政側が提案説明し、承認頂いたものである。従って、この値に同じか、出来るだけ近い値に見直しが必要である。</p>	千曲川上流部の計画高水の変遷				地点	昭和37年の計画高水量の見直し	昭和49年の計画高水量の再見直し	本河川整備計画(原案)の計画高水量	立ヶ花合流点	75,000	9,000	7,300	本川に犀川合流前	4,000	5,500	4,000	犀川	3,500	4,000	3,800	備考	河川整備基本方針と同じ本河川整備計画(原案)図6に示す。	本河川整備計画(原案)図35に示す。	<p>本河川整備計画は、信濃川水系河川整備計画(案)の『第1章第3節計画の対象期間』に記載のとおり、信濃川水系河川整備基本方針に基づき、河川整備の当面の目標及び実施に関する事項を定めております。</p>	P4
千曲川上流部の計画高水の変遷																											
地点	昭和37年の計画高水量の見直し	昭和49年の計画高水量の再見直し	本河川整備計画(原案)の計画高水量																								
立ヶ花合流点	75,000	9,000	7,300																								
本川に犀川合流前	4,000	5,500	4,000																								
犀川	3,500	4,000	3,800																								
備考	河川整備基本方針と同じ本河川整備計画(原案)図6に示す。	本河川整備計画(原案)図35に示す。																								
7	<p>原案の62ページ以降、第5章第1項第1節に堤防整備の事項がありますが、この章に犀川も含めた長野市市田から長沼間における、「暫定堤防の完成堤防化」「堤防の漏水対策」を進めるよう、明記してほしいと思います。 地元として、これらの整備が行なわれなければ、河川の氾濫や浸水の不安は消えません。よろしく願います。</p>	<p>本河川整備計画では、信濃川水系河川整備計画(案)の『第4章第1節第1項2. 整備の目標』を達成していない区間の整備を行うこととしております。ご意見の区間について、整備の実施に含まれない区間もございますが、ご理解をお願いします。</p>	P58																								

（「ハガキ」、「FAX」、「インターネット」で寄せられたご意見に対する回答）

番号	住民の皆様から頂いたご意見	回答	案の該当頁
8	<p>7頁第5章第1節第1項 近年多発する、ゲリラ豪雨に対する対策は、河道掘削による流下能力確保が一番と思います。大河津分水と分水地点の信濃川を第1義と考え、河道掘削による流下能力を増して、災害を未然に防ぐことが一番です。 災害が起きてからの復旧より、防災の方が安くできると思います。 人々の喪失感を考えるとなおさらです。 一刻も早く、対策をしてくれることを希望します。</p>	<p>ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1.洪水の安全な流下対策』により、流下能力向上を図るため河道掘削等を実施してまいります。 大河津分水路の改修については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1.洪水の安全な流下対策(3)大河津分水路の改修』により、効率的な整備を実施してまいります。</p>	P62 P70
9	<p>62から63頁、第5章、第1節、第1項1(1)及び表15について 表15「堤防整備実施箇所」の流下能力向上を具体的数値(流量)で示し、次の7、河道掘削と合わせ河川整備基本計画の立ヶ花合流点の計画高水量を9000m³/sに同じか、その値に近い値にする必要がある。その理由は立ヶ花及び戸狩狭窄部を河道掘削で千曲型大洪水に対し立ヶ花地点で8,800m³/sの高水量に対応出来ると説明し、承認されたからである。</p>	<p>本河川整備計画は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第1章第3節計画の対象期間』に記載のとおり、信濃川水系河川整備基本方針に基づき、河川整備の当面の目標及び実施に関する事項を定めております。</p>	P4
10	<p>66から67頁、第5章、第1節、第1項1、(2)及び表19について 表19「河道掘削実施箇所」の流下能力向上について具体的数値で示し、その値が堤防整備実施箇所の流下の能力向上の具体的合計数値が90,000m³/sと同じか、近い値にする必要がある。理由は6の説明の通りである。</p>		
11	<p>もし津波が遡上した場合、河際の民家は大丈夫なのか？ 大河津分水路河口の丘陵部は非常に崩れやすいので、補強だけでなく、十分な高水敷幅も取って、安心して暮らせるようにすべきだと思う。</p>	<p>新潟県で想定される最大クラスの津波については、未だ検討中です。</p>	-
12	<p>私は5月24日燕会場に説明会を聞きに行った者です。私の知りたい事は大河津分水路拡幅工事が何時始まるのか該当する場所がどこなのかを教えてくださいと出して出席したのですが(残念ながらだめでした) 私は分水路右岸に多少土地を所有しておりますが年令も90才となり子供も病気のため何時どうなるかと思っております。幸いにして土地が掛からなければ良いのですがそうも出来ない場所と思います。* *前燕市長さん、寺泊の* *さん* *さん* *さん最初の人は何処の方が解りませんが皆さん長々と説明されておりました。次回説明会には是非出席したいと思っております。 資料3 P11-3</p>	<p>大河津分水路の具体的な改修方法については、整備計画策定後、必要な測量や調査を行った上で検討を行います。 なお、工事の実施前には、地域の方々に事業説明を行う予定です。</p>	-
13	<p>既設ダムの有効活用[上流部・中流部]について 既設ダムに洪水調整機能を確保することは、既設ダムを有効利用する上で大変重要であると思います。そのためにも、多くの住民の方々が既設ダムの重要性や役割を正しく理解し認識してもらうことも大切であると感じています。今後千曲川河川改修事業がさらに推進されますようよろしくお願いいたします。</p>	<p>河川整備等の必要性や重要性については、住民の方々にご理解いただくよう、広報活動等により丁寧な説明を行ってまいります。</p>	-

（「ハガキ」、「FAX」、「インターネット」で寄せられたご意見に対する回答）

番号	住民の皆様から頂いたご意見	回答	案の該当頁
14	70頁、第5章、第1節、第1項1、(4)、(5)(6)について (4)既設ダムの有効活用、(5)遊水機能の保全、(6)霞堤の機能維持・保全にいて、合計流量300m ³ は少なすぎる。25.00m ³ /sに同じか近い値にする必要がある。 理由は立ヶ花地点上流部には治水ダム12基と利水ダム14基と東電発電ダムを有効活用する例を「第86回社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討委員会」で行政側より25.00m ³ /s近くまで洪水調節できると説明し、承認を得ている為。	本河川整備計画は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第1章第3節計画の対象期間』に記載のとおり、信濃川水系河川整備基本方針に基づき、河川整備の当面の目標及び実施に関する事項を定めております。	P4
15	◎7頁第5章第1節第1項 大河津分水路の改修 →大河津分水路の拡幅工事を早急に行ってもらいたい。流下能力の向上を第一に。	大河津分水路の改修については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1.(3)大河津分水路の改修』に記載しています。	P70
16	Ⅱ.(原案7頁 第5章第1節第1項～8頁)及(13頁第5項) ①、(a)、信濃川活断層帯の西縁がマグニチュード7.2東縁がM7.0と国の地震研究所が10年以上前に公表し(30年内の確率?)ているが、ダムや堤防の防災保全対策は整備されているかどうか。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項3.(1)大規模地震の対応(耐震・津波対策)』に記載しています。	P71
17	「河川」だけでなく、新潟県は農業用放水路も多くある。洪水時には、当然農業用放水路も活用して排水対策を行ってもらいたい。多くの機関との協力が大事である。	内水対策については、信濃川水系河川整備計画案(案)の「第5章第1節第1項2.内水対策」により、流域の内水処理計画を有する関係機関と連携・調整を行い、内水による浸水被害の軽減を図ります。	P71
18	大河津分水路河口右岸に位置する野積地区では、現在でも河口から吐出される。砂の堆積によって、集落の農業排水、生活排水を流す川が海まで到達せず途中で湛水し、被害が生じております。分水路の改修も重要と思いますが、それによって更に堆積砂による影響は、拡大いたします。 是非とも改修計画の策定時に、この点を考慮解決願いたい。	大河津分水路の改修による海浜への影響等については検討してまいります。	—
19	P79 第5章第1節第4項 流域連携による危機管理対策の強化 多くのお金と長い年月をかければ、治水上の問題は改善されていくのは理解できます。 基本原案の内容に異論はありません。 ただ、近年あるいは将来的に集中豪雨、ゲリラ豪雨の増加が懸念されます。突発的豪雨は待つてはくれません。江戸時代には高水敷農地に対する課税免除の策などもあり、いざ大水の際は地域農民が率先して水防活動に関わっていたそうです。ハードが間に合わなくとも、ソフトの運用次第では洪水被害は軽減できると考えます。 キーワードは『いかに市民を巻き込むか』だと思います。私達は3.11を目の当たりにしてきました。市、NPO、沿川企業、学校、地区会や町内会を含めた、形だけではない、実利的な水防活動。市民を巻き込んだオープンな水防活動モデルの実現を望みます。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項4.計画高水位等を超える洪水を踏まえた流域連携による治水対策』及び『第5章第2節第7項2.環境学習・防災教育等への支援』に記載しています。	P79 P97
20	国民へのPR活動、どうして洪水が起きるのか、起こらないようにするためにどうしたらよいか、災害時に何が出来るか 忘れないように積極的に行ってほしい。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項4.(3)水防、避難に資する適切な情報提供等、(4)防災教育への支援』及び『第5章第2節第7項2.環境学習・防災教育等への支援』に記載しています。	P80 P97

(「ハガキ」、「FAX」、「インターネット」で寄せられたご意見に対する回答)

番号	住民の皆様から頂いたご意見	回答	案の該当頁
21	水衝部対策に対して 十日町橋からほくほく線信濃川橋梁の左岸の間が河岸防護ラインに指定されているが、航空写真で見てもえれば一目瞭然ですが、信濃川の流れが直にこの河岸防護ライン(信濃川66.0キロメートル～70.0キロメートル間)にぶつかって激しく浸食していて、その河岸の上にある貴重な北鎧坂の田や畑が崩れて無くなるのではないかと北鎧坂住民はとても危惧しています。 川の流れを中央部に戻すような工事をするか、河岸が浸食されても崩れないように強固な河岸にする工事を早急に工事をしてもらいたい。この間の河岸が崩れるような事になれば、貴重な財産の田や畑が消失するばかりだけではなく、美しい田園風景も無くなってしまふ。このような事より早急に工事を開始していただきたい。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第3項1. 高水敷確保による堤防防護』により、山間峡谷部で河岸を守る必要がある場合には河岸防護ラインを設定し、侵食に対して防護します。	P92
22	7～8頁 第5章第1節第1項について 水位観測地点が少ない。排水機場の管理に支障するから。 自助・共助・公助について、当方もより強固に実行したい。 ◎落合橋下流付近へ水位観測所設置を希望します。	水位観測所については、河川等の管理、計画ならびに施工上重要な地点に設けており、樋門や水門などが設置されている支川合流点には、施設操作を行うために本川側と支川側に水位計又は量水標が設置されています。また、洪水時の水防活動や自主避難の目安とするために橋梁橋脚や護岸等にわかりやすい量水標の設置を進めており、今後も関係機関との調整を踏まえ、必要に応じて整備してまいります。	—
23	県管理区間の中ノロ川も一体となって改修を行ってほしい。	現在は、中ノロ川については信濃川水系河川整備計画の対象となっていませんが、信濃川の整備にあたっては、中ノロ川の河川管理者である新潟県と連携して取り組んでいきます。	—
24	十日町市は中流部という事で、目立った大きな施設などはないが、長年宮中ダムの取水で水量が少なく、川の氾濫などのイメージがしにくく、「本当に必要な工事なのだろうか」と思えてくることもある。もちろん重要なことだと思うのだが、地域住民にはしっかりと説明をしたほうがいいと思います。	信濃川水系河川整備計画案(案)の『第3章第1節第1項、図4 主な過去の洪水(中流部)』に示すように、昭和57年9月洪水では、十日町市でも浸水被害が発生しています。河川整備の必要性について、地域の方々にご理解いただくよう広報活動等により丁寧な説明を行ってまいります。	P10
25	犀川の落合橋～長野大橋左岸の堤防整備をぜひ整備箇所に入れてほしい	今後、概ね30年間で実施する河川の整備の実施に関する事項は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章河川の整備の実施に関する事項』に記載しています。	P62
利水			
26	③、市民要望の多い流雪溝については、日本一の豪雪地の市民生活に即応した対策実現を図ってほしい。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第2項1. 適正な流水の利用・管理』に記載しています。	P81～82
27	I. 5月21日の説明会場で要望した件を改めて要望します。 (原案1頁第1章第1節、第2節、第3節、2頁第2章第2節、4頁第3章第3節、6頁第7章第2節、第3節、11頁第5章第2項、第3項、12頁第3項14頁第7項第8項) ①、信濃川中流域(宮中ダム下流から岩沢橋間)の発電取水と放流量の変化により、影響を受けた河川環境や魚類等の質的比較調査を実施検証して沿川住民に公開してほしい。 つまり、(a)、昭和14年、宮中ダム完成発電取水前の自然流量水の時の状況はどうであったか。 (b)発電取水166.96t/s後の経年変化の状況について。(c)、昭和59年8月31日契約増加取水150t/sで最大取水317t/sとなってからの経年変化状況について。(d)故に、発電取水量と沿川住民にとっての必要放流量はいかにあるべきか。公正に判断すべきと考える。(e)、尚、****元参議院議員が、国会の決算委員会で取り上げ質疑をされた内容について私(共)のわかるよう、説明願いたい。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第2項3. 健全な水循環系の構築』により、減水区間の流況改善を図るための取り組みを行い、健全な水循環の促進を図ります。	P82

〔「ハガキ」、「FAX」、「インターネット」で寄せられたご意見に対する回答〕

番号	住民の皆様から頂いたご意見	回答	案の該当頁
28	<p>Ⅱ. (原案7頁 第5章第1節第1項～8頁) 及 (13頁第5項) ②(原案13頁第5章第6項) 渇水時の対応については、年間の2～3日の相当日は、一切の発電を休んで、信濃川に敬意と感謝を表してみても如何。共生の精神の証明に。いずれにせよ、かつての本流及幾多の支流を知る沿川住民から見ると、現在の試験放流の実態の川石、藻、魚類の種類棲息状態は、正に雲泥の差があり、相当な時間と努力を要することを認識すべきです。</p>	<p>ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第2項3.健全な水循環系の構築』により、減水区間の流況改善を図るための取り組みを行い、健全な水循環の促進を図ります。</p>	P82
29	<p>④、信濃川河川敷からの命の水、伏流水による水道水源井問題(a)、かつての浅井戸が枯渇し、深井戸(250m)からのコスト高による県内でも高い水道料金と、浸透圧の大きい自然流量に対し、極めて少ない放流量の因果関係について、利水、環境面で改善策はないでしょうか。市民生活直結の困った問題です。(b)、深井戸からの鉄分除去、残留の水質面で健康上問題はないか。</p>	<p>ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第2項3.健全な水循環系の構築』により、減水区間の流況改善を図るための取り組みを行い、健全な水循環の促進を図ります。</p>	P82
30	<p>②、減水区間の試験放流中は、鮭の遡上数のみを話題にしているが、とんでもない話である。本流信濃川は、全ての交流を生かし、カジカ、オイカワ、フナ、コイ、ハヤ、ウナギ、ナマズ、ハチヨ、モクズガニ、雑魚etc. の宝庫ともいふべき、魚を取り、食し、遊ぶ場を暮らしの中に提供していたのです。(a)水温は24℃～25℃以下(b)放流量は60t/s～80t/sを最小流量目標とし、(c)、かつての魚類が自然産卵し復活するよう計画を立て取り組むことが、信濃川との共生であり、最大のテーマであると考えます。(通常40t/sでは到底無理。JR東とは共存共栄が可能と思う。)</p>		
環境			
31	<p>大河津分水路が新潟市や三条市の水害を防ぎ、肥沃な新潟平野を形成させたが、河口部である寺泊地区は、言ってみれば掃き溜め状態でデメリットが多すぎる。 観光地なのに、砂やゴミの堆積で地形や環境が短い間に大きく変化し、海水浴にはどんどん不向きな地形になり、漁業にも影響が大きい。この上更に流量が増えれば、砂の堆積も著しく早くなるのではないかと不安になる。</p> <p>掘削は非常に重要なことだとわかってはいるが、超長期間の大工事によって交通の遮断や騒音など、最河口部付近の住民としてはあまり利点のない苦痛を強いられることになると思うので、地域を生かしておけるよう、また工事期間中孤立しないように最大限の配慮を行なってほしい。</p>	<p>ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第3項4.土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握』に含まれています。</p> <p>大河津分水路の具体的な改修方法については、整備計画策定後、必要な測量や調査を行った上で検討を行います。 なお、工事の実施前には、地域の方々に事業説明を行う予定です。</p>	P93

（「ハガキ」、「FAX」、「インターネット」で寄せられたご意見に対する回答）

番号	住民の皆様から頂いたご意見	回答	案の該当頁
32	信濃川は昔水産業が盛であった。 河川に構造物ができることで生物が減り水産業も少なくなった。 河川構造物を改善して生物を増して下さい。 信濃川流域全体も同様に生物が多くなるようにして下さい。（信濃川流域全体の自然をとり戻し、海も豊にして下さい）	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項1.河川環境の整備と保全』に記載しています。	P83
33	信濃川は昔水産業が盛に行なわれていた。 河川に構造物ができ、生物が減り水産業が少なくなった。 河川構造物を改善して生物を増し水産業の復活をお願いします。 信濃川流域全体も同様に生物が多くなるようにお願いします。（信濃川流域全体の自然をとり戻し海も豊にして下さい。）		
34	・信濃川は、昔水産業が盛であった。 ・河川に構造物ができることで生物が減り水産業も少なくなった。 ・河川構造物を改善して生物を増して下さい。 ・信濃川流域全体も同様に生物が多くなるようにして下さい（信濃川流域全体の自然をとりもどし、海も豊にして下さい）		
35	信濃川は昔自然の恵みで生活していた人たちがいました。 河川に構造物を改善して自然と人が共生できるようにして下さい。 さらに信濃川流域全体も同様に自然が豊になるようにして下さい。（信濃川を豊に海も豊にして下さい）		
36	信濃川は、昔自然の恵で生活していた人達がいた。 河川構造物を改善して、自然と人が共生できるようにして下さい。 さらに信濃川流域全体も同様に自然が豊になるようにして下さい。（信濃川を豊に海も豊にして下さい。）		
維持管理			
37	(b)、本流増水の時、栄橋からやや上流の木落地区岸壁へ激流が当り、土石を削っているが防護対応確認をお願いします。	ご意見の箇所については、信濃川水系河川整備計画(附図)[中流部]のp.附図-21に示すように河岸防護ラインに設定しており、その対応については信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第3項1.高水敷確保による堤防防護』に記載しています。	P92
歴史・文化、人とのかかわり			
38	現在大河津分水路河口部の河沿いの道路は道幅も狭く危険で、実質自動車しか通れないので、左岸を削るなら、景色を楽しめるサイクリングロードなどを作れば、もっと多くの人が河に親しめるのではないかと。 河が運んできた砂の堆積でできる土地も増える一方なので、有用な施設を作れば良いと思う。	大河津分水路の具体的な改修方法については、整備計画策定後、必要な測量や調査を行った上で検討を行います。	—

(「ハガキ」、「FAX」、「インターネット」で寄せられたご意見に対する回答)

番号	住民の皆様から頂いたご意見	回答	案の 該当頁
39	<p>P3 小千谷市内を流れる信濃川が昭和58年の洪水に中州に取り残された人を救助するため消防団員一名が命を落された恐ろしい被害が有って、一昨年旭橋中心の右岸に立派な堤防が完成しました。 然し親水の側から散歩やジョギング、その他・・・智慧を出し合って有効に楽しみたい 現在河川敷に2面のサッカー練習場がありますがそれだけでは淋しい限り ○用語集にあります 水辺の楽校は小千谷市高梨五辺にある河川敷の信濃川左岸に池がありますのでもう一段が んばって小中学生や観光客が来て楽しんだり勉強出来るようになってなんとか整備するよう心から希望 します。</p>	<p>ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項3.ふれあいの場の整備』及び『第5章第2節第7項2.環境学習・防災教育等への支援』に記載しています。</p>	P87 P97
40	<p>第1～5章から良く策定されている。昔から行政指導で管理、保全、安全を確保するのは、当然といえば、当然の行いである。 (決定的に欠けているのは。)アメリカ、ヨーロッパなどの河川と比べて、日本の河川は、おもしろくない。一例でいえば、ある外国の河川では、ヨット、水浴び、大衆レストラン(みんな夕方でかける)、舟遊び、つりなどなど、いこいの場となっているが、日本はほど遠い</p>	<p>ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項3.ふれあいの場の整備』により実施してまいります。</p>	P87
その他			
41	<p>重要緊急提言について ①、5月25日午後、須崎市シルキーホールにて「第4回千曲川・信濃川復興の会」総会が開催された際、長盟(千曲川)の会員から、別紙の「現行河川法」のチラシが配られ、千曲川河川事務所による整備計画の説明会は夜10時半過ぎまでも、時間制限なく、しかも3回も開催されたとのことであった。 ②、それに引替え、5月21日PM6:30十日町市クロス10に於ける信濃川河川事務所の説明(公聴)会は、一方的な説明に終始。中流域の長年の悲惨な状態に晒され、未だ住民にとっては、否、母なる信濃川にとっても傷口の癒えな苦悩を抱えた場面で副所長の高圧的な発言態度と時間切れの雰囲気は残念であった。 ③、国交省、整備局に対し、資料を熟読し再度公聴会を求めたい(人数も少なかった)。</p>	<p>信濃川水系河川整備計画案(案)に関する住民懇談会については、信濃川水系3事務所とも概ね同様な条件で開催しています。 なお、住民懇談会でのご意見については承りました。</p>	—

（「ハガキ」、「FAX」、「インターネット」で寄せられたご意見に対する回答）

番号	住民の皆様から頂いたご意見	回答	案の該当頁
42	<p>1.意見 信濃川水系河川整備計画の計画対象区間に、いわゆる「中抜け区間」とよばれる長野県及び新潟県が管理する区間を含め、当該区間の河川の整備に関する事項を追加していただきたい。</p> <p>2.理由 本整備計画の対象区間は、「信濃川水系における国土交通省の管理区間(大臣管理区間)」（第1章第2節）とされており、いわゆる「中抜け区間」と呼ばれる県管理区間(長野県の飯山市湯滝橋から新潟県十日町市宮中ダムまでの延長約40k)は、計画の対象から除外されています。もともと一級河川本川にこのような区間が存在すること自体極めて異例なことではありますが、今回整備計画対象区間から除外されることにより、この異例な事態が今後も長期にわたって継続されることとなります。</p> <p>河川整備の原則は、水系を一貫して総合的に管理すること、下流側から整備を進めること、上下流のバランスをとって進めることであり、いわゆる「中抜け」区間を放置したままの今回の計画では、上流の飯山盆地、長野盆地などでの河川整備目標の達成が極めて困難になることは明らかであります。</p> <p>また、「中抜け区間」が、本整備計画の対象とされないとすれば、当該区間は、今後、長野県及び新潟県が整備計画を策定しなければならず、一つの川で三つの整備計画が存在するという極めて異例な事態となります。</p> <p>本来は、「中抜け区間」を直轄区間に編入し、整備計画を樹立すべきものであります。また、宮崎県の「大淀川水系河川整備計画」のように国に加えて県も整備計画策定の主体となるべきです。もしそれが時間的に不可能というのであれば、計画の対象区間に県管理の指定区間を含め、大臣管理区間と県管理区間を含めた一体的な整備計画として流域の整備に当たるべきものであると考えるからです。</p>	<p>河川整備計画の対象範囲については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第1章第2節計画対象区間』に記載しています。なお、中抜け区間については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第1節第1項1.目標設定の背景』に記載のとおり、整備に関する情報を共有するなど、河川管理者である新潟県・長野県と調整を行い整備計画の策定を進めているところです。</p>	P2 P58

(千曲川・犀川住民懇談会でいただいた意見に対する回答)

番号	住民の皆様から頂いたご意見	回答	案の該当頁
治水			
1	河川整備基本方針における立ヶ花地点の計画高水流量は9000m ³ /sであるのに、整備計画(原案)の整備計画目標流量が7300m ³ /sとなっているのは何故か。	本河川整備計画は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第1章第3節計画の対象期間』に記載のとおり、信濃川水系河川整備基本方針に基づき、河川整備の当面の目標及び実施に関する事項を定めております。	P4
2	河川整備計画目標について、小市地点3800m ³ /s、杭瀬下地点4000m ³ /sの流量を足し合わせても立ヶ花地点7300m ³ /sにならない。立ヶ花地点までの支川流入量が考慮されていないのではないか。	ご意見の各地点流量は、支川流入量を考慮した洪水ピーク時の流量を示しております。なお、小市地点と杭瀬下地点の流量を足し合わせても立ヶ花地点の値にならない理由は、本支川ピーク時の合流に時間差が生じているためです。	—
3	300m ³ /sの洪水調節は行うとしているが、利水ダムによる洪水調節は揚水発電の容量が空いていることや上流で雨が降らない等条件がそろわないと行えないと認識している。原案の300m ³ /s調節は実現的なものなのか、またどうやったら可能となるのか。上流での調節など情報を下流側へ適切に伝達すべきである。そういう必要な協議を欠いたまま今後行いますでは困る。ルール作りを今から行うべき。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1.(4)既設ダムの有効活用[上流部・中流部]』に記載しています。	P70
4	現況河道における流下能力を知っている市民は少ない。大出水の際に避難判断材料とするためにも流下能力や整備計画目標流量等の情報を周知してはどうか。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項4.(3)水防、避難に資する適切な情報提供等』に記載しています。	P80
5	立ヶ花地点で9000m ³ /sの計画であったのに、今回の計画は7300m ³ /sに縮小されている。	本河川整備計画は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第1章第3節計画の対象期間』に記載のとおり、信濃川水系河川整備基本方針に基づき、河川整備の当面の目標及び実施に関する事項を定めております。	P4
6	1/100にするのに何年かかるのか。	本河川整備計画の対象期間は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第1章第3節計画の対象期間』に記載しているとおり、計画策定時より概ね30年間としております。また、現時点での社会経済状況、自然環境状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後にこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩等が生じた場合には、必要に応じて適宜、見直しを行います。なお、河川整備計画で予定している工事等が完成した場合は、その時点で改めて次の段階の整備計画を立案することとなります。	P4
7	畑に砂が噴き出してしていた。千曲川の川砂が噴き出したと考えている。右岸の53.25k付近は堤防決壊の恐れがある。	ご意見についての対応は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第2項1.堤防の維持管理』により実施してまいります。	P89
8	岡田川下流に排水機場を設置できるよう、協議を早急に進めて頂きたい。	今後、概ね30年間で実施する河川の整備の実施に関する事項は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章河川の整備の実施に関する事項』に記載しています。また、ご意見については、支川管理者等と必要な協議を進めてまいります。	P62～ P99
9	トンネルを掘って洪水を流すことは出来ないのか。	今後、概ね30年間で実施する河川の整備の実施に関する事項は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章河川の整備の実施に関する事項』に記載しています。	P62～ P99
10	無堤地区や暫定堤防地区の整備を優先的に進めて頂きたい。	河川の整備については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第1節第1項2.整備の目標』に記載しています。	P58～ P59

(千曲川・犀川住民懇談会でいただいた意見に対する回答)

番号	住民の皆様から頂いたご意見	回答	案の該当頁
11	小島田町の堤防改修には樋管や農道坂路の統廃合が必要であり、調整や対応を一刻も早くお願いしたい。	今後、概ね30年間で実施する河川の整備の実施に関する事項は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章河川の整備の実施に関する事項』に記載しています。なお、ご意見の箇所の樋管や農道坂路の統廃合については、関係機関との調整を踏まえ対応してまいります。	P62～ P99 —
利水			
12	千曲川の流水や水の公園にある水路等を利用して、水力発電を実施する計画があっても良いのではないか。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第2項1.適正な流水の利用・管理』に記載しています。	P81～ P82
環境			
維持管理			
13	橋脚工事で沈床が設置された影響で、川幅の狭い所で土砂が堆積しているため、浚渫をして頂きたい。	ご意見についての対応は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第3項2.維持掘削』により実施してまいります。	P93
14	土砂堆石により川が浅くなっているように感じる。坂城町周辺においても河道掘削が必要ではないか。	ご意見の坂城町周辺で河道掘削の計画はありませんが、治水上必要な維持掘削については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第3項2.維持掘削』により実施してまいります。	P93
15	土砂堆積が進行していると考えている。完成している堤防の高さは現状のままで良いのか。	ご意見についての対応は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第3項2.維持掘削』により実施してまいります。また、堤防の高さは所定の基準に準じて整備してまいります。	P93
歴史・文化、人とのかかわり			
その他			
16	現在、県管理となっている中抜け区間も大臣管理区間とし、国が一括して整備を進めることはできないか。	河川整備計画の対象範囲については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第1章第2節計画対象区間』に記載しています。なお、中抜け区間については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第1節第1項1.目標設定の背景』に記載のとおり、整備に関する情報を共有するなど、河川管理者である新潟県・長野県と調整を行い整備計画の策定を進めているところです。	P2～ P3 P58
17	国と県の両管理区間を一緒にした河川整備計画の策定が望ましい。		
18	今回の河川整備計画で、一日も早く事業を進めて頂きたい。短期・中期・長期程度で事業の実施時期を示せずことは出来ないのか。	適切に整備の進捗を図ってまいります。実施時期については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第1節第1項1.目標設定の背景』に記載のとおり、水系全体として段階的かつ着実に治水安全度の向上を図ってまいります。	— P58
19	河川整備計画は、何時策定されるのか。	河川整備計画の策定については、今年度中の策定を目標に進めております。	—
20	住民懇談会で出された意見は、どの様に整備計画へ反映されるのか。	頂いたご意見を踏まえ、反映できるものについては本河川整備計画に反映してまいります。	—

(信濃川・魚野川住民懇談会でいただいた意見に対する回答)

番号	住民の皆様から頂いたご意見	回答	案の該当頁
治水			
1	河川整備はどのような順序で整備を実施していくのか。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1. 洪水の安全な流下対策』に記載しています。	P62
2	30年間で整備を実施するという期間が長すぎる。具体的に工事を始めるのがいつになるのかを教えてください。		
3	魚野川5.25kあたりは河道が狭くなっており、整備を行なってほしい。	魚野川の整備内容については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1. (2)河道掘削②中流部』に記載しています。 近傍の施工箇所は『信濃川水系河川整備計画(附图)[中流部]』のP附图-3、P附图-25～26に示しています。	P68
4	大河津分水路の整備に力を入れて取り組んでほしい。	大河津分水路の改修については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1. (3)大河津分水路の改修』に記載しています。	P70
5	大河津分水路について、床固めを外せば流下能力が向上するのではないか。	大河津分水路の改修については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1. (3)大河津分水路の改修』に記載しています。 大河津分水路の具体的な改修方法については、整備計画策定後、必要な測量や調査を行った上で検討を行います。	P70
6	渡部橋下流において、現在土砂を運んでいると思うが、それについて確認したい。また、大河津分水路下流側について、どのような形で拡幅が行われるのかお聞きしたい。		
7	河口部の拡幅について、具体的な話は未だお答えできないということだが、地元としてはぜひ拡幅をしてもらいたいと強く要望する。寺泊層と呼ばれる極端な層があり難しい所ではあると思うが、この機会に計画段階であっても数値で示して欲しい。		
8	一部報道では、河幅や流量、工事費等が出ている。住民にとっては、生活に関わる重大な問題であるため、大河津分水路の改修には一番関心がある。一刻も早く情報公開をしてもらって、住民が合意した上で進めてもらいたい。住民の立場も汲んでもらいたい。	大河津分水路の改修については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1.洪水の安全な流下対策(3)大河津分水路の改修』に記載しています。 大河津分水路の具体的な改修方法については、整備計画策定後、必要な測量や調査を行った上で検討を行います。なお、工事の実施前には、地域の方々に事業説明を行う予定です。	P70
9	遊水地について、田んぼダムや遊水地整備をどのように考えているか。	遊水機能を有する地区の保全については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1. (5)遊水機能の保全、(6)霞堤の機能維持・保全』に記載しています。	P70 P71

(信濃川・魚野川住民懇談会でいただいた意見に対する回答)

番号	住民の皆様から頂いたご意見	回答	案の該当頁
10	茶郷川・湯殿川近辺の湛水被害については何か対策を考えているのか。	支川流域の内水被害対策については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項2. 内水対策』に記載しています。 河川管理者である新潟県と連携して内水被害軽減対策を進めます。	P71
11	茶郷川に緊急な排水機場をつけてほしい。		
12	湯殿川の排水ポンプの増強と同様に、その他の内水被害地区についても常備型の排水ポンプを設置してほしい。		
13	新潟・福島豪雨を受け内水ポンプ車は何台増強したのか。もしくは、これから増強する予定はあるのか。	排水ポンプ車の効率的な運用と増強等、支川流域の内水被害対策については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項2.内水対策』に記載しています。	P71
14	各観測地点の水位が確認できるウェブサイトについて、もっと広く周知を行ってほしい。	河川の水位等の情報提供については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項4. (3)水防、避難に資する適切な情報提供等』に記載しています。	P80
15	昭和57年の最大流量は9,500m ³ /sではなかったか。30年間の改修が終わってしまえば再び流下能力を上げることは難しい。また、上流の千曲川の狭窄部の拡幅することも必要となる。この機に新潟、長野の両県にまたがる信濃川の改修として、しっかりと方向付けをしてもらいたい。上流の狭窄部の拡幅も考えた上で、分水路の最大流下能力はどの程度まで上げるかを教えてもらいたい。	河川整備計画の目標については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第1節第1項2. 整備の目標』に記載しています。	P58
16	県や企業が管理しているダムとの連携は行っているのか。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第3章第2節第1項4.既設ダムの効果[上流部・中流部]』に記載しています。	P18
17	私共は野積橋から第二床固までの左岸側に住んでいる。拡幅する場所は具体的に示せないと行われたが、素人が考えても左岸側を削る以外はない。分水路の改修にあたって移転を迫られる事態が当然想定される。整備計画の詳細について説明できるのはいつになるのか。	大河津分水路の具体的な改修方法については、整備計画策定後、必要な測量や調査を行った上で検討を行います。 なお、工事の実施前には、地域の方々に事業説明を行う予定です。	-
利水			
18	維持流量40m ³ /sを確保するというふうになっているようですが、魚野川より少ない気がする。信濃川としては乏しい気がするので、もっと増やしてほしい。	適正な流水管理については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第2項1. 適正な流水の利用・管理』に記載しています。	P81

(信濃川・魚野川住民懇談会でいただいた意見に対する回答)

番号	住民の皆様から頂いたご意見	回答	案の該当頁
19	河川敷について花火見学のスペースなどの整備は進んでいるが、排雪場として活用できるスペースについてもっと提供してほしい。また、流雪溝の整備についても進めてほしい。	河川空間の雪捨場等としての利用については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第8項1. 適正な利用の促進』に記載しています。 消流雪施設については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第2項1. 適正な流水の利用・管理』に記載しています。	P98 P81
環境			
20	自然と人間の共存について、国土交通省としての考えを伺いたい。	自然と人間の共存に関する考え方については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第2項河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項』及び『第5章第1節第3項河川環境の整備と保全に関する事項』に記載しています。	P81～ P82 P83～ P87
21	中流域(十日町)において、川の流量が減水される以前について比較検討し、信濃川らしさについて検証してほしい。過去の信濃川らしさを検証することで、自然との共生、企業と我々は共存共栄を図り、信濃川の望ましい姿について、行政として調整を図ることができると思う。かつての自然・歴史・文化をもった、本来あるべき信濃川中流域の環境に関する知見を持っていただき、事業を実施してほしい。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第2項3. 健全な水循環系の構築、第3項1. 河川環境の整備と保全』に記載しています。	P82 P83～ P86
維持管理			
22	平成23年7月洪水で土砂が河川に流入して、河床が高くなった気がする。中州を取り除いたりして河床を下げることはしないのか。	土砂堆積への対応については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第3項2. 維持掘削、4. 土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握』に記載しています。	P93
23	近年はダムが建設されるなどし、濡筋が固定されている。洪水時には濡筋を水が流れるため、濡筋がさらに低下しているように感じる。佐梨川合流点では、土砂が堆積しており、管理をお願いしたい。	みお筋の低下や土砂堆積等の河道維持の対応については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第3項河道の維持管理』に記載しています。	P92
24	不法投棄については、NPO、警察とも連携して、厳しく対応すればよいのではないか。	不法投棄対策については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第8項3. 不法投棄対策』に記載しています。	P99
歴史・文化、人とのかわり			
25	水との関わりがもてるよう、早く問題を解決してほしい。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項3. ふれあいの場の整備』に記載しています。	P87

(信濃川・魚野川住民懇談会でいただいた意見に対する回答)

番号	住民の皆様から頂いたご意見	回答	案の該当頁
26	河口を整備した場合、河口は文化の面からも歴史の面からも重要な所であるので、河口公園を造ってほしい。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第7項1. 河川に関する歴史・文化の伝承』に含まれています。ご意見を踏まえ、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項3. ふれあいの場の整備』を修正しました。	P97 P87
27	大河津分水路の分派点の改修が平成25年度で概ね完了する。長く改修を行ってきた洗堰、可動堰は誇れる治水、利水事業である。県や燕市と連携して、文化、歴史を未来へ語り継ぐために河川公園等、何らかの形で計画の中に盛り込んでほしい。		
28	原案p48について、水遊びや釣りの利用の割合が少ないと思う。水とふれあおうとしてもアクセスが難しい状態である。ブロックがあるため釣り場も少ない。配慮して施工をお願いしたい。	水遊びや釣り利用等のふれあいの場の整備については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項3. ふれあいの場の整備』に記載しています。	P87

(信濃川下流住民懇談会でいただいた意見に対する回答)

番号	住民の皆様から頂いたご意見	回答	案の該当頁
治水			
1	大河津分水路の整備状況はどうなっているか。	大河津分水路の状況については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第3章第2節第1項3.大河津分水路の河積の不足』に記載しています。	P17
2	関屋分水路の整備状況はどうなっているか。	下流部の河道の状況については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第3章第2節第1項2.(3)下流部』に記載しています。	P17
3	整備計画の目標流量と基本方針流量の差分が帝石橋地点で400m ³ /sある。整備計画完成後に、基本方針対応の河道完成までどのくらいの年数となる見通しか？	本計画は信濃川水系河川整備計画案(案)の『第1章第3節計画の対象期間』に記載している通り、その対象期間は、計画策定時より概ね30年間としております。また、現時点での社会経済状況、自然環境状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後にこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩等が生じた場合には、必要に応じて適宜、見直しを行います。なお、河川整備計画で予定している工事等が完成した場合は、その時点で改めて次の段階の整備計画を立案することとなります。	P4
4	大河津分水路の流量は変更されるのか。	大河津分水路の目標流量については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第1節第1項2.整備の目標』に記載しています。	P58～ P59
5	千曲川区間、信濃川本川区間、大河津分水路、信濃川下流区間の整備の優先度はどのように考えているか。	河川の整備については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第1節第1項2.整備の目標』に記載しています。	P58～ P59
6	中ノ口川の水位を下げるための計画は原案に記載されているか。	中ノ口川の水位低減に関する整備の実施については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1(2)河道掘削③下流部』に記載しています。	P69～ P70
7	河道掘削予定となっている場合、高水敷の耕作地もかなり削られてしまうところが出てくるのか。	掘削の対象範囲については、信濃川水系河川整備計画(附图)[下流部]の記載の通りであり、掘削幅については、箇所毎に異なりますが、附图に示したような幅の掘削となります。	—
8	支川に降った雨がすぐに信濃川に流れていかないような対策は原案に記載されているか。	降雨の流出抑制施設の整備は本計画には記載しておりません。	—
9	近年の大規模出水の際に五十嵐川が氾濫したが、上流側のダムを有効に活用していないのではないか。	H16、H23の洪水では、両ダムとも決められた治水容量内に洪水を有効に貯留し、被害発生の時刻を遅らせ、洪水はらん量を軽減させるなど下流への負荷の調節を行いました。笠堀ダムにおきましては、H16の洪水以前より、洪水期にはあらかじめ水位を下げる運用をしており、H16の洪水を踏まえてH21年より、天候が悪化する恐れがあるときにはさらに一定水位まで貯水水位を下げ、洪水に備える新たな対応を共同事業者(発電事業者、水道事業者)や農業事業者の理解を得た上で行っています。 また、両ダムの運用に関しましては、基本的に共同事業者で取り決めた計画(持分容量)のもと水位運用を行っておりますが、H23洪水を踏まえた新たな治水計画としては、ダム構造を改良することにより治水容量を増大させることとしておりますので、水位運用につきましては必要に応じて共同事業者と調整することとしております。 なお、H16、H23洪水時のダムの効果等に関する詳しい内容については、新潟県河川管理課のホームページをご覧くださいと思います。	—

(信濃川下流住民懇談会でいただいた意見に対する回答)

番号	住民の皆様から頂いたご意見	回答	案の該当頁
10	もぐり橋については、どのように対応するのか。	もぐり橋等の改善については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1.(7)横断工作物の改築』に記載しています。	P71
11	新たな排水機場設置や既存の排水機場の能力アップを受け入れることを想定した計画となっているのか。	内水対策については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項2.内水対策』に記載しています。	P71
12	五反田橋付近に赤く囲まれた箇所でも河道掘削が行われるのか。	ご質問の箇所は、信濃川水系河川整備計画(附図)[下流部]の附図-12の記載の通り、支川の合流点処理を行う予定です。	—
13	大河津分水路が拡幅されるという話も聞かれますが、下流部の治水対策として新たな分水路の整備を望む。	低平地の越後平野を抱え水害常襲地帯である下流部では、分水路の掘削や遊水地の確保等に努めてきた治水の歴史を踏まえ、今後、新たな治水対策について検討を行います。	—
14	下流部の洪水を大河津分水路の方へポンプ等でもっていくことはできないか。	地形的な条件や、費用の面からも困難です。	—
15	河川整備計画は主に河道掘削を行うもので、堤防工事は終了していると理解してよいのか。	堤防整備の整備については、終了しておりません。堤防の整備箇所については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1.(1)堤防整備』に記載しています。	P62～ P66
利水			
環境			
16	河道掘削の際に「潟」が形成される、というのはどういうことか。	河道掘削による潟等多様な河川環境の創出について、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項1.(1)③下流部』に記載しています。	P85
17	河道掘削面は平坦になるのか。	掘削断面に凹凸をつけるとともに、部分的に深みや水路状の掘り込みをもうけるなど、環境に配慮した構造とします。	—
維持管理			
18	橋梁の整備や補修についても厳正(公平)な管理を行うよう望む。	ご意見については、橋梁管理者にお伝えいたします。	—
19	高水敷の耕作地について、河川管理者として適切かつ厳正な管理を行うよう強く望む。	高水敷の適正な利用については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第8項1.適正な利用の促進』に記載しています。	P98
20	ダムの管理等について、コンピュータを使った近代的な管理を行うべき。	ダムの管理につきましては、全てコンピュータによりデータの集計・計算等を行っておりますが、操作の最終判断は気象情報をもとに職員が行っております。笠堀ダムにおいては気象情報サービス会社からより詳細な情報を入手するなどして、よりの確な操作ができるよう対応しております。	—
歴史・文化、人とのかかわり			
21	舟運は重要な要素だと思う。五十嵐川合流点や大河津洗堰付近に船の航行に支障となる箇所があるので対策を講じてほしい。	水面利用に関する整備の実施については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項3.ふれあいの場の整備』に記載しています。	P87
22	蒲原大堰上流右岸にある船着場は、数年前から利用できなくなったようだ。今後ずっと使用できないのか。何のための船着場なのか。	蒲原大堰上流右岸には、ご意見にありました船着場に該当する施設はございません。	—

(信濃川下流住民懇談会でいただいた意見に対する回答)

番号	住民の皆様から頂いたご意見	回答	案の 該当頁
その他			
23	整備計画の策定や工事等に関して教えてほしい。	河川整備計画の策定については、今年度中の策定を目標に進めております。(信濃川水系河川整備計画ホームページの『河川整備計画の策定の流れ』をご覧ください。) 本計画に基づく、今後30年間で実施する工事箇所については、信濃川水系河川整備計画案(案)に記載しております。	—
24	縦横比の異なる横断面は理解しにくい。説明が不十分だと思う。	信濃川水系河川整備計画案(案)に記載している河道掘削断面等については、紙面の都合により縦横比を変えております。	—
25	整備にかかる費用は全て国の負担となるのか。	直轄事業負担金として、事業費に対して一定の割合で県の負担があります。	—
26	整備計画の策定はいつ頃を予定しているか。	平成25年度中の策定を目標としております。	—